

第19回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

連 結 注 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

(2017年6月1日から2018年5月31日まで)

株式会社レノバ

上記の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.renovainc.com/ir/meeting>) に掲載することにより株主の皆様へ提供しております。

連結株主資本等変動計算書

(2017年6月1日から
2018年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,953	1,940	2,912	6,807
当期変動額				
新株の発行	32	32		65
親会社株主に帰属する 当期純利益			800	800
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	32	32	800	866
当期末残高	1,986	1,973	3,713	7,673

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	△77	△15	△93	—	770	7,484
当期変動額						
新株の発行						65
親会社株主に帰属する 当期純利益						800
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	73	△4	68	5	2,445	2,519
当期変動額合計	73	△4	68	5	2,445	3,385
当期末残高	△4	△20	△25	5	3,216	10,870

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 11社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社水郷潮来ソーラー、株式会社富津ソーラー、株式会社菊川石山ソーラー、株式会社菊川堀之内谷ソーラー、九重ソーラー匿名組合事業、那須塩原ソーラー匿名組合事業、大津ソーラー匿名組合事業、瑞諾華股份有限公司、株式会社レノバ・アセット・マネジメント、千秋ホールディングス株式会社、ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社

当連結会計年度において、新設分割により千秋ホールディングス株式会社（以下、「千秋HD」といいます。）を設立するとともに、千秋HDの株式を追加取得したため、千秋HDを連結の範囲に含めています。また、当該新設分割に伴い千秋HDの子会社となったユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社について、持分法適用の関連会社から除外し、連結の範囲に含めています。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 合同会社菊川石山ソーラーエステート、合同会社菊川堀之内谷ソーラーエステート、合同会社四日市ソーラー、合同会社人吉ソーラー、合同会社那須烏山ソーラー、株式会社はこだて恵山地熱
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 5社
- ・主要な会社等の名称 軽米西ソーラー匿名組合事業、軽米東ソーラー匿名組合事業、四日市ソーラー匿名組合事業、那須烏山ソーラー匿名組合事業、軽米尊坊ソーラー匿名組合事業

当連結会計年度において新たに出資したため、四日市ソーラー匿名組合事業、那須烏山ソーラー匿名組合事業及び軽米尊坊ソーラー匿名組合事業を持分法適用の関連会社を含めています。

当連結会計年度において、新設分割により千秋HDの子会社となったユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社について、持分法適用の関連会社から除外しています。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称 合同会社菊川石山ソーラーエステート、合同会社菊川堀之内谷ソーラーエステート、合同会社人吉ソーラー、株式会社はこだて恵山地熱、秋田由利本荘洋上風力合同会社、徳島津田バイオマス発電所合同会社、株式会社南阿蘇湯の谷地熱
- ・ 持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しています。

③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しています。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社水郷潮来ソーラー、株式会社富津ソーラー、株式会社菊川石山ソーラー、株式会社菊川堀之内谷ソーラー、九重ソーラー匿名組合事業、那須塩原ソーラー匿名組合事業、大津ソーラー匿名組合事業、瑞諾華股份有限公司、千秋ホールディングス株式会社及びユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社の決算日は3月31日です。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しています。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 子会社株式（持分法非適用の非連結子会社株式）及び関連会社株式
移動平均法による原価法
ただし、匿名組合出資金は個別法によっています。詳細は、「⑤ホ. 匿名組合出資金の会計処理」に記載しています。
- ロ. その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法
- ハ. たな卸資産
 - 仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - 原材料 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - 貯蔵品 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ニ. デリバティブ
時価法
ただし、金利スワップについて、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しています。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

主に定額法によっています。

ただし、「再生可能エネルギー開発・運営事業」においては主に定率法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 2年～45年

機械装置及び運搬具 3年～22年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法によっています。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。

③ 重要な引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

・投資損失引当金

投資に対する損失に備えるため、投資先の実情を勘案の上、必要と認められる額を計上しています。

・賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しています。

・特別修繕引当金

再生可能エネルギー発電設備に係る修繕に備えるため、将来の修繕見込額に基づき計上しています。

④ 重要なヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっています。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっています。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

創立費 5年間で均等償却しています。

開業費 5年間で均等償却しています。

ロ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しています。

ハ. のれんの償却に関する事項

のれんは、投資効果の発現する期間（20年以内）で均等償却を行っています。ただし、金額僅少の場合は一括償却しています。

- 二. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。
- ホ. 匿名組合出資金の会計処理
匿名組合出資を行うに際して、匿名組合の財産の持分相当額を投資その他の資産の「その他の関係会社有価証券」として計上しています。匿名組合への出資時に当該資産科目に計上しています。
- ハ. 連結納税制度の適用
当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において流動資産の「その他」に含めて表示していました「関係会社立替金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しています。

なお、前連結会計年度の「関係会社立替金」は664百万円です。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

(耐用年数の変更)

当連結会計年度において、本社事務所の定期建物賃貸借契約の賃貸可能期限が確定したことにより、当社は本社事務所の固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しています。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微です。

(資産除去債務の見積りの変更)

当連結会計年度において、太陽光発電用地の土地転貸借契約書に伴う原状回復義務等として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による減少額202百万円を変更前の資産除去債務残高から減算しています。

なお、見積りの変更は決算期末日に行ったため、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	8,108百万円
売掛金	1,317百万円
原材料及び貯蔵品	161百万円
建物及び構築物	5,204百万円
機械装置及び運搬具	31,658百万円
土地	1,738百万円
有形固定資産 その他	7百万円
無形固定資産 その他	707百万円
関係会社株式	2百万円
その他の関係会社有価証券	289百万円
計	49,196百万円

上記の資産に加えて、子会社株式4,469百万円を担保に供しています。

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	667百万円
1年内返済予定のノンリコース長期借入金	2,020百万円
長期借入金	8,036百万円
ノンリコース長期借入金	30,465百万円
計	41,191百万円

上記の他、持分法適用会社である軽米西ソーラー匿名組合事業において、10,140百万円の借入を行っています。

(2) 保証債務等

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し、スポンサーサポート契約を差し入れています。

軽米西ソーラー匿名組合事業	10,140百万円
---------------	-----------

以下の関係会社のリース債務に対して保証を行っています。

秋田由利本荘洋上風力合同会社	18百万円
----------------	-------

(3) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

運転資金等の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	45,172百万円
借入実行残高	41,872百万円
借入未実行残高	3,300百万円

(4) 財務制限条項

① 株式会社レノバ

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金420百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金200百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 2014年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を前年同期比又は2013年5月に終了する決算期の末日のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 2014年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書において、経常損益を損失としないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金126百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金36百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 各事業年度の決算期末日における単体の損益計算書において、経常損益を損失としないこと。
- ロ. 各事業年度の決算期末日における単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前事業年度の決算期の末日又は2015年5月期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%未満としないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金600百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金100百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 2017年5月期以降の各決算期の末日における連結の損益計算書に示される経常損益について、2期連続で経常損失を計上しないこと。
- ロ. 2017年5月期以降の各決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前年同期比又は2016年5月期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%未満としないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金261百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金87百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 2015年5月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2014年5月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ロ. 2015年5月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金1,200百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金300百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を直近の事業年度末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ロ. 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書に示される経常損益について、2期連続で経常損失を計上しないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金490百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金140百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書において、以下のインタレストカバレッジレシオが1以下とならないこと。
インタレストカバレッジレシオ=(営業利益+受取利息)／支払利息
- ロ. 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における総負債の金額が総資産の金額を上回らないこと。
- ハ. 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書に示される当期純損益について、2期連続で当期純損失を計上しないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金500百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金100百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期における連結損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

② 株式会社水郷潮来ソーラー

連結子会社の株式会社水郷潮来ソーラーが締結しているシンジケートローン契約によるノンリコース長期借入金2,793百万円（うち1年内返済予定のノンリコース長期借入金174百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

2013年3月以降「シニアローン最終返済期日」が属する「事業半期」までの期間において、当該時点の前々「事業半期」及び直前の「事業半期」、並びに当該時点の属する「事業半期」及び翌「事業半期」に係る、それぞれ2「事業半期」通期の「シニアDSCR」（前々「事業半期」及び直前の「事業半期」については実績値、翌「事業半期」については、当該時点までの実績値を加味した「年間事業計画」に基づく予測値とする。）のいずれかが1.10を下回ることが判明した場合には、速やかに当該事項を「エージェント」に通知の上、改善計画を「エージェント」に対して提出すること。

③ 株式会社富津ソーラー

連結子会社の株式会社富津ソーラーが締結しているシンジケートローン契約によるノンリコース長期借入金8,802百万円（うち1年内返済予定のノンリコース長期借入金570百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

2013年3月以降「シニアローン最終返済期日」が属する「事業半期」までの期間において、当該時点の前々「事業半期」及び直前の「事業半期」、並びに当該時点の属する「事業半期」及び翌「事業半期」に係る、それぞれ2「事業半期」通期の「シニアDSCR」（前々「事業半期」及び直前の「事業半期」については実績値、翌「事業半期」については「長期事業計画」に基づく予測値とし、当該時点の属する「事業年度」については、当該時点までの実績値を加味した「年間事業計画」に基づく予測値とする。）のいずれかが1.10を下回ることが判明した場合には、速やかに当該事項を「エージェント」に通知の上、改善計画を「エージェント」に対して提出すること。

④ 株式会社菊川石山ソーラー

連結子会社の株式会社菊川石山ソーラーが締結しているシンジケートローン契約によるノンリコース長期借入金2,019百万円（うち1年内返済予定のノンリコース長期借入金137百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

単年度事業計画書又は長期事業計画書に基づいた2014年3月末日以降の各DSCR計算基準日の翌日以降の翌12ヶ月間における計画DSCRを1.1以上に維持すること、及び2015年6月末日以降の各DSCR計算基準日当日までの直前12ヶ月間（但し、プロジェクト完工日から12ヶ月後の応当日（当日を含まない。）までの期間においては、タムローン引出可能期間終了日からその直後に到来するDSCR計算基準日までの期間）における実績DSCRを1.1以上に維持すること。

⑤ 株式会社菊川堀之内谷ソーラー

連結子会社の株式会社菊川堀之内谷ソーラーが締結しているシンジケートローン契約によるノンリコース長期借入金1,590百万円（うち1年内返済予定のノンリコース長期借入金108百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

単年度事業計画書又は長期事業計画書に基づいた2014年3月末日以降の各DSCR計算基準日の翌日以降の翌12ヶ月間における計画DSCRを1.1以上に維持すること、及び2015年6月末日以降の各DSCR計算基準日当日までの直前12ヶ月間（但し、プロジェクト完工日から12ヶ月後の応当日（当日を含まない。）までの期間においては、タムローン引出可能期間終了日からその直後に到来するDSCR計算基準日までの期間）における実績DSCRを1.1以上に維持すること。

⑥ 九重ソーラー匿名組合事業

連結子会社の九重ソーラー匿名組合事業が締結しているシンジケートローン契約によるノンリコース長期借入金6,096百万円（うち1年内返済予定のノンリコース長期借入金387百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

九重ソーラー匿名組合事業の単年度事業計画書又は長期事業計画書に基づいた2014年3月末日以降の各DSCR計算基準日の翌日以降の翌12ヶ月間における計画DSCRを1.1以上に維持すること、及び2015年6月末日以降の各DSCR計算基準日当日までの直前12ヶ月間（但し、プロジェクト完工日から12ヶ月後の応当日（当日を含まない。）までの期間においては、タムローン引出可能期間終了日からその直後に到来するDSCR計算基準日までの期間）における実績DSCRを1.1以上に維持すること。

⑦ 那須塩原ソーラー匿名組合事業

連結子会社の那須塩原ソーラー匿名組合事業が締結しているシンジケートローン契約によるノンリコース長期借入金6,179百万円（うち1年内返済予定のノンリコース長期借入金378百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

単年度事業計画書又は長期事業計画書に基づいた2015年9月末日以降の各DSCR計算基準日の翌日以降の翌12ヶ月間における計画DSCRを1.1以上に維持すること、及び2015年9月末日以降の各DSCR計算基準日当日までの直前12ヶ月間（但し、プロジェクト完工日から12ヶ月後の応当日（当日を含まない。）までの期間においては、タムローン引出可能期間終了日からその直後に到来するDSCR計算基準日までの期間）における実績DSCRを1.05以上に維持すること。

⑧ 大津ソーラー匿名組合事業

連結子会社の大津ソーラー匿名組合事業が締結しているシンジケートローン契約によるノンリコース長期借入金5,006百万円（うち1年内返済予定のノンリコース長期借入金265百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

単年度事業計画書又は長期事業計画書に基づいた2016年3月末日以降の各DSCR計算基準日の翌日以降の翌12ヶ月間における計画DSCRを1.1以上に維持すること、及び2016年3月末日以降の各DSCR計算基準日当日までの直前12ヶ月間（但し、プロジェクト完工日から12ヶ月後の応当日（当日を含まない。）までの期間においては、タームローン引出可能期間終了日からその直後に到来するDSCR計算基準日までの期間）における実績DSCRを1.05以上に維持すること。

⑨ ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社

連結子会社のユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社が締結している金銭消費貸借契約による長期借入金5,884百万円（うち1年内返済予定の長期借入金443百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 年次予算計画及び事業計画に基づいた翌事業年度に係るDSCR（予想）を1.05以上に維持すること。また、各事業年度におけるDSCR（実績）を1.05以上に維持すること。
- ロ. 借入人の株主資本をプラスの状態に維持すること。
- ハ. 借入人が2期連続して当期損失とならないこと。

6. 連結損益計算書に関する注記

（債務消滅益の内容）

過年度に計上した未払債務の履行義務が消滅したことによるものです。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	18,383,100株	18,751,100株	一株	37,134,200株

- （注）1. 2018年5月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っています。
2. 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使による増加204,000株及び株式分割による増加18,547,100株です。

(2) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
[株式会社レノバ]

内 訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			
		当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
第 11 回 2008年3月7日付与	普通株式	80,000	—	80,000	—
第 12 回 2008年7月14日付与	普通株式	12,000	—	12,000	—
第 16 回 2011年2月26日付与	普通株式	32,000	24,400	7,600	48,800
第 18 回 2012年7月24日付与	普通株式	80,000	63,600	16,400	127,200
第 19 回 2013年2月27日付与	普通株式	20,000	17,200	2,800	34,400
第 20 回 2014年4月30日付与	普通株式	48,000	42,400	5,600	84,800
第 21 回 2014年4月30日付与	普通株式	84,000	57,200	26,800	114,400
第 22 回 2014年7月30日付与	普通株式	60,000	50,400	9,600	100,800
第 23 回 2015年8月29日付与	普通株式	140,000	115,200	64,800	190,400
第 24 回 2015年10月27日付与	普通株式	34,000	26,800	7,200	53,600
第 25 回 2016年1月27日付与	普通株式	212,000	194,800	17,200	389,600
第 26 回 2016年9月27日付与	普通株式	434,400	408,400	26,000	816,800
第 27 回 2016年10月8日付与	普通株式	366,400	338,400	28,000	676,800
合 計		1,602,800	1,338,800	304,000	2,637,600

- (注) 1. 権利行使期間の初日が到来していないものについては除いています。
2. 2018年5月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っています。
3. 新株予約権の増加は、株式分割に伴うものです。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しています。借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資（長期）です。

変動金利の借入金については、その一部について、金利変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引を行っており、繰延ヘッジ処理又は金利スワップの特例処理を適用しています。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年5月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません（注）3. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (注) 1	時 価 (注) 1	差 額
(1) 現金及び預金	14,118百万円	14,118百万円	—百万円
(2) 売掛金	1,665	1,665	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	(1,924)	(1,924)	—
(4) 1年内返済予定のノンリコース長期借入金	(2,020)	(2,020)	—
(5) 長期借入金	(14,730)	(14,682)	△48
(6) ノンリコース長期借入金	(30,465)	(32,068)	1,602
(7) デリバティブ取引	(1,382)	(1,382)	—

(注) 1. 負債に計上されているものについては、() で示しています。また、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。

2. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 1年内返済予定のノンリコース長期借入金

同一の残存期間で同条件の借入を行う場合に想定される金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によって時価を見積もった結果、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期借入金、(6) ノンリコース長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される金利で割り引いて算出する方法によっています。変動金利による借入金の一部については金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(7)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる金利で割り引いて算出する方法によっています。また、一部の借入金については金利0%ですが、保証料率が2.2%（固定）であることから、元金及び保証料の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される保証料率で割り引いた現在価値により算定しています。

(7) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は当該借入金の時価に含めて記載しています（上記(5)、(6)参照）。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	当連結会計年度 (2018年5月31日)
関係会社株式	358百万円
その他の関係会社有価証券	1,077百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 205円96銭
(2) 1株当たりの当期純利益 21円73銭

(注) 1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しています。

10. 重要な後発事象に関する注記

(決算期の変更)

当社は、2018年7月5日開催の取締役会において、2018年8月29日開催予定の第19回定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり、決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議しました。

1. 変更の理由

当社単体及び当社グループの連結上の決算期は5月31日ですが、発電所を所有する当社連結子会社及び関連会社（以下「発電事業子会社」といいます。）は決算期が3月31日です。当社単体及び当社グループの連結上の決算期を3月31日に統一することにより、発電事業子会社の業績開示のタイムラグを解消し、投資家の皆さまに、より理解いただきやすい連結決算を実現及びより適切な経営情報の開示を図ることを目的としています。

2. 決算期変更の内容

現在：毎年 5月31日

変更後：毎年 3月31日

決算期変更の経過期間となる第20期は、2018年6月1日から2019年3月31日までの10ヶ月決算となる予定です。なお、決算期が3月31日以外の連結子会社に関しても、同様の変更を行う予定です。

(株式報酬制度の導入)

当社は、2018年7月5日開催の取締役会において、2018年8月29日開催予定の第19回定時株主総会において承認されることを条件として、当社取締役（社外取締役を含みます。）及び執行役員（以下「取締役等」といいます。）への新たなインセンティブプランとして株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

1. 導入の背景及び目的

当社は、「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し重要な社会的課題を解決する」ことを経営理念（ミッション）とし、「日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなること」を目指すべき企業の姿（ビジョン）としています。

本制度は、当社ビジョンの実現に向けて、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績及び株式価値向上への貢献意識を高めることを目的としています。

2. 本制度の概要

本制度は、株式交付信託の仕組みを用いた株式報酬制度で業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした取締役等に対するインセンティブプランです。また、本制度は、取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が定める株式交付規程に基づいて、各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を、本信託を通じて各取締役等に交付及び給付する株式報酬制度です。

当社は、本信託により取得した当社株式等を、①社外取締役を除く取締役等に対しては、役位及び業績目標の達成度に応じて4事業年度毎に定める各制度対象期間の翌事業年度の業績評価確定後に、②社外取締役に対しては、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断する経営監督機能を適正に確保する観点から業績目標の達成度にかかわらず一定数を事業年度毎に、交付及び給付します。

3. 本信託の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 名称 | 取締役等向け株式交付信託 |
| (2) 委任者 | 当社 |
| (3) 受託者 | 株式会社りそな銀行
(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) |
| (4) 受益者 | 本制度の対象者のうち、受益者要件を満たす者 |
| (5) 信託管理人 | 当社と利害関係を有しない第三者 |
| (6) 本信託契約の締結日 | 2018年10月中旬（予定） |
| (7) 金銭を信託する日 | 2018年10月中旬（予定） |
| (8) 信託の期間 | 2018年10月中旬（予定）から本信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。) |
| (9) 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| (10) 取得株式の総額 | 上限580百万円 |
| (11) 株式の取得方法 | 株式市場より取得 |

11. その他の注記

(企業結合に関する注記)

当社は、当連結会計年度において、ユナイテッド計画株式会社（以下、「ユナイテッド計画」という。）との共同新設分割により千秋ホールディングス株式会社（以下、「千秋HD」という。）を設立し（以下、「本会社分割」という。）、ユナイテッド計画から千秋HDの株式を1,180株取得（以下、「本株式譲渡」という。）しました。本会社分割により、千秋HDは、当社及びユナイテッド計画の保有するユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社（以下、「URE」という。）の全株式及びUREに係る契約上の地位及び権利義務を承継しました。本会社分割に際して、千秋HDは普通株式18,000株を発行し、当社に対し8,000株、ユナイテッド計画に対し10,000株を割当交付しました。その後、本株式譲渡により当社は同日に千秋HDの株式1,180株をユナイテッド計画から取得しました。本会社分割の結果、千秋HDはURE株式の69.2%を直接保有することになり、本株式譲渡の結果、当社は千秋HDの株式の51.0%を保有することとなりました。このため、千秋HDは当社の連結子会社となり、当社の持分法適用関連会社であったUREは当社の連結子会社（孫会社）となりました（以下総称して、「本子会社化」という。）。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	事業の内容
千秋HD	バイオマス発電会社の持株会社
URE	バイオマス発電による電力販売事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社が本子会社化を行った主な理由は以下のとおりです。

- ① UREの運営・管理体制強化を通じて同社の業績向上に努めるため。
- ② 今後再生可能エネルギーの更なる導入が期待され、且つ当社が大規模洋上風力発電事業を計画する秋田県に対するコミットメントを高めるため。
- ③ 共同事業パートナーであるユナイテッド計画との連携を深化するため。
- ④ 当社の注力領域の一つであるバイオマス発電事業に係るノウハウを蓄積し、更なるバイオマス発電所の開発を行うため。

(3) 企業結合日

2017年7月7日。なお、みなし取得日を2017年6月30日としています。

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

千秋ホールディングス株式会社、ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社

(6) 取得した議決権比率

	千秋HD	URE
企業結合日直前に所有している議決権比率	—	30.8%
企業結合日に追加取得した議決権比率	51.0%	38.4%
取得後の議決権比率	51.0%	69.2%

(注) 1. UREに係る「企業結合日に追加取得した議決権比率」(38.4%)はユナイテッド計画が保有するURE株式を千秋HDに承継したことによるものです。

2. UREに係る「取得後の議決権比率」(69.2%)は千秋HDを介した間接保有によるものです。

3. 本株式譲渡後の当社のUREに対する実質持株比率は35.3%です。

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2017年7月1日から2018年3月31日まで

ただし、UREに係る2017年4月1日から2017年6月30日までの業績は持分法による投資利益に計上されています。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	94百万円
取得原価		94百万円

(注) 上記は千秋HDの株式1,180株をユナイテッド計画から取得したことに係る対価です。

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
段階取得に係る差損

19百万円

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 27百万円

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

50百万円

(2) 発生原因

主として、今後の事業展開によって期待される超過収益力です。

(3) 償却方法及び償却期間

19年間にわたる均等償却

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳	
流動資産	3,405百万円
固定資産	9,460
繰延資産	178
資産合計	<u>13,044</u>
流動負債	1,193
固定負債	9,040
負債合計	<u>10,233</u>

8. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	1,017百万円
営業利益	210
経常利益	103
税金等調整前当期純利益	103
親会社株主に帰属する当期純利益	8
1株当たり当期純利益	0.24円

(注) 1株当たり当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しています。

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としています。

なお、当該注記は監査証明を受けていません。

株主資本等変動計算書

(2017年6月1日から
2018年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						新株 予約権	純資産 合計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	1,953	1,932	1,932	3,564	3,564	7,450	—	7,450
当期変動額								
新株の発行	32	32	32			65		65
当期純利益				842	842	842		842
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)							5	5
当期変動額合計	32	32	32	842	842	907	5	913
当期末残高	1,986	1,964	1,964	4,406	4,406	8,357	5	8,363

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
ただし、匿名組合出資金は個別法によっています。詳細は、「(5)③匿名組合出資金の会計処理」に記載しています。
- ② その他有価証券
時価のないもの 移動平均法による原価法
- ③ たな卸資産
仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ④ デリバティブ 時価法
ただし、金利スワップについて、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	2年～15年
工具、器具及び備品	2年～15年
車両運搬具	6年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しています。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

投資損失引当金

投資に対する損失に備えるため、投資先の実情を勘案の上、必要と認められる額を計上しています。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっています。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっています。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

③ 匿名組合出資金の会計処理

匿名組合出資を行うに際して、匿名組合の財産の持分相当額を投資その他の資産の「その他の関係会社有価証券」として計上しています。匿名組合への出資時に当該資産科目に計上しています。

④ 連結納税制度の適用

当社は連結納税制度を適用しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

- ・前事業年度において区分掲記して表示していました「商標権」（当事業年度は、0百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より無形固定資産の「その他」に含めて表示しています。

(損益計算書)

- ・前事業年度まで区分掲記して表示していました「受取利息」（当事業年度は、0百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しています。
- ・前事業年度まで区分掲記して表示していました「為替差益」及び「為替差損」（当事業年度は、為替差損0百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外収益又は営業外費用の「その他」に含めて表示しています。
- ・前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示していました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記して表示しています。なお、前事業年度の「支払手数料」は4百万円です。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

(耐用年数の変更)

当事業年度において、本社事務所の定期建物賃貸借契約の賃貸可能期限が確定したことにより、当社は本社事務所の固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しています。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微です。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

関係会社及び出資先の金融機関に対する借入金に対して担保に供している資産は次のとおりです。

関係会社株式	2,018百万円
その他の関係会社有価証券	3,182百万円
計	5,201百万円

② 担保に係る債務

当社において上記担保に対応する債務はありませんが、関係会社における借入金51,219百万円の担保に差し入れています。

(2) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し、株主サポート契約又はスポンサーサポート契約を差し入れています。

株式会社水郷潮来ソーラー	2,793百万円
株式会社富津ソーラー	8,802百万円
株式会社菊川石山ソーラー	2,019百万円
株式会社菊川堀之内谷ソーラー	1,590百万円
九重ソーラー匿名組合事業	6,096百万円
那須塩原ソーラー匿名組合事業	6,179百万円
大津ソーラー匿名組合事業	5,006百万円
軽米西ソーラー匿名組合事業	10,140百万円
ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社	8,592百万円
合計	51,219百万円

以下の関係会社のリース債務に対して保証を行っています。

秋田由利本荘洋上風力合同会社	18百万円
----------------	-------

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりです。

① 短期金銭債権	343百万円
② 短期金銭債務	359百万円

(4) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金等の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,981百万円
借入実行残高	681百万円
借入未実行残高	3,300百万円

(5) 財務制限条項

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金420百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金200百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 2014年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を前年同期比又は2013年5月に終了する決算期の末日のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ② 2014年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書において、経常損益を損失としないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金126百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金36百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 各事業年度の決算期末日における単体の損益計算書において、経常損益を損失としないこと。
- ② 各事業年度の決算期末日における単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前事業年度の決算期の末日又は2015年5月期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%未満としないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金600百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金100百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 2017年5月期以降の各決算期の末日における連結の損益計算書に示される経常損益について、2期連続で経常損失を計上しないこと。
- ② 2017年5月期以降の各決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前年同期比又は2016年5月期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%未満としないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金261百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金87百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 2015年5月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2014年5月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2015年5月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金1,200百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金300百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を直近の事業年度末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書に示される経常損益について、2期連続で経常損失を計上しないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金490百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金140百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書において、以下のインタレストカバレッジレシオが1以下とならないこと。
インタレストカバレッジレシオ＝(営業利益＋受取利息)／支払利息
- ② 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における総負債の金額が総資産の金額を上回らないこと。
- ③ 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書に示される当期純損益について、2期連続で当期純損失を計上しないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金500百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金100百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期における連結損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

2,264百万円

売上原価

52百万円

営業取引以外の取引高

675百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

連結計算書類を作成しているため、記載を省略しています。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	39百万円
貸倒引当金	85百万円
投資有価証券等評価損	195百万円
会社分割による子会社株式調整額	74百万円
匿名組合分配損益	65百万円
その他	51百万円
繰延税金資産小計	510百万円
評価性引当額	△113百万円
繰延税金資産合計	396百万円
繰延税金負債	
匿名組合分配損益	△123百万円
その他	△12百万円
繰延税金負債合計	△136百万円
繰延税金資産の純額	260百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社レノバ・ アセット・マネジ メント	所有 直接 100.0%	役員の兼任 再生可能エネルギー 発電事業に関する経 営運営支援	発電所管理業務 の委託	52	—	—
				資金の移動 (注1)	75	前受金	358
子会社	株式会社水郷潮来 ソーラー	所有 直接 68.0%	役員の兼任 太陽光発電事業の開 発に係る包括的な支 援	経営指導念書等 の差入れ(注2) (注6)及び担保 提供(注3)	2,793	—	—
子会社	株式会社富津ソー ラー	所有 直接 51.0%	役員の兼任 太陽光発電事業の開 発に係る包括的な支 援	経営指導念書等 の差入れ(注2) (注6)及び担保 提供(注3)	8,802	—	—
子会社	株式会社菊川石山 ソーラー	所有 直接 63.0%	役員の兼任 太陽光発電事業の開 発に係る包括的な支 援	経営指導念書等 の差入れ(注2) (注6)及び担保 提供(注3)	2,019	—	—
子会社	株式会社菊川堀之 内谷ソーラー	所有 直接 61.0%	役員の兼任 太陽光発電事業の開 発に係る包括的な支 援	経営指導念書等 の差入れ(注2) (注6)及び担保 提供(注3)	1,590	—	—
子会社	九重ソーラー匿名 組合事業	—	太陽光発電事業の開 発に係る包括的な支 援	経営指導念書等 の差入れ(注2) (注6)及び担保 提供(注3)	6,096	—	—
子会社	那須塩原ソーラー 匿名組合事業	—	太陽光発電事業の開 発に係る包括的な支 援	経営指導念書等 の差入れ(注2) (注6)及び担保 提供(注3)	6,179	—	—
子会社	大津ソーラー匿名 組合事業	—	太陽光発電事業の開 発に係る包括的な支 援	経営指導念書等 の差入れ(注2) (注6)及び担保 提供(注3)	5,006	—	—
子会社	ユナイテッドリニ ューアブルエナジ ー株式会社	所有 間接 69.2%	バイオマス発電事業 の開発に係る包括的 な支援	経営指導念書等 の差入れ(注2) (注6)及び担保 提供(注3)	8,590	—	—

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
関連会社	軽米西ソーラー匿名組合事業	—	太陽光発電事業の開発に係る包括的な支援	経営指導書等の差入れ (注4) (注6) 及び担保提供 (注5)	10,140	—	—
				事業開発に関する業務委託 (注7) (注8)	—	売掛金	216
関連会社	四日市ソーラー匿名組合事業	—	太陽光発電事業の開発に係る包括的な支援	事業開発に関する業務委託 (注7) (注8)	600	—	—
				匿名組合への出資(注9) (注10)	231	—	—
関連会社	那須烏山ソーラー匿名組合事業	—	太陽光発電事業の開発に係る包括的な支援	事業開発に関する業務委託 (注7) (注8)	650	—	—
				匿名組合への出資(注9) (注11)	201	—	—
関連会社	軽米尊坊ソーラー匿名組合事業	—	太陽光発電事業の開発に係る包括的な支援	事業開発に関する業務委託 (注7) (注8)	300	—	—
				匿名組合への出資(注9) (注12)	541	—	—
関連会社	秋田由利本荘洋上風力合同会社	—	風力発電事業の開発に係る包括的な支援	増資の引受	292	—	—

- (注) 1. 資金の移動は、完全子会社との間における余剰資金を本社が集中的に管理し、資金の調達・運用を効率化するための取引であり、取引金額は期中の平均残高を記載しています。
2. 子会社の銀行借入につき、株主サポート契約又はスポンサーサポート契約を締結したものです。
3. 子会社の銀行借入につき、担保提供を行ったものです。
4. 関連会社の銀行借入につき、スポンサーサポート契約を行ったものです。
5. 関連会社の銀行借入につき、担保提供を行ったものです。
6. 保証料の受領は行っていません。
7. 取引価格については、事業の規模や開発期間を考慮して、取引関係者との交渉の上決定しています。
8. 取引金額には、消費税等を含んでいません。期末残高には消費税等を含んでいます。
9. 匿名組合契約書に基づき出資しています。
10. 当該匿名組合は、合同会社四日市ソーラーを営業者とする匿名組合です。
11. 当該匿名組合は、合同会社那須烏山ソーラーを営業者とする匿名組合です。
12. 当該匿名組合は、合同会社軽米尊坊ソーラーを営業者とする匿名組合です。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	225円07銭
(2) 1株当たりの当期純利益	22円86銭

(注) 1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益は、当事業年度に行いました株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しています。

11. 重要な後発事象に関する注記

(決算期の変更)

当社は、2018年7月5日開催の取締役会において、2018年8月29日開催予定の第19回定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり、決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議しました。

1. 変更の理由

当社単体及び当社グループの連結上の決算期は5月31日ですが、発電所を所有する当社連結子会社及び関連会社（以下「発電事業子会社」といいます。）は決算期が3月31日です。当社単体及び当社グループの連結上の決算期を3月31日に統一することにより、発電事業子会社の業績開示のタイムラグを解消し、投資家の皆さまに、より理解いただきやすい連結決算を実現及びより適切な経営情報の開示を図ることを目的としています。

2. 決算期変更の内容

現在：毎年 5月31日

変更後：毎年 3月31日

決算期変更の経過期間となる第20期は、2018年6月1日から2019年3月31日までの10ヶ月決算となる予定です。なお、決算期が3月31日以外の連結子会社に関しても、同様の変更を行う予定です。

(株式報酬制度の導入)

当社は、2018年7月5日開催の取締役会において、2018年8月29日開催予定の第19回定時株主総会において承認されることを条件として、当社取締役（社外取締役を含みます。）及び執行役員（以下「取締役等」といいます。）への新たなインセンティブプランとして株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

1. 導入の背景及び目的

当社は、「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し重要な社会的課題を解決する」ことを経営理念（ミッション）とし、「日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなること」を目指すべき企業の姿（ビジョン）としています。

本制度は、当社ビジョンの実現に向けて、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績及び株式価値向上への貢献意識を高めることを目的としています。

2. 本制度の概要

本制度は、株式交付信託の仕組みを用いた株式報酬制度で業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした取締役等に対するインセンティブプランです。また、本制度は、取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が定める株式交付規程に基づいて、各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を、本信

託を通じて各取締役等に交付及び給付する株式報酬制度です。

当社は、本信託により取得した当社株式等を、①社外取締役を除く取締役等に対しては、役位及び業績目標の達成度に応じて4事業年度毎に定める各制度対象期間の翌事業年度の業績評価確定後に、②社外取締役に対しては、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断する経営監督機能を適正に確保する観点から業績目標の達成度にかかわらず一定数を事業年度毎に、交付及び給付します。

3. 本信託の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 名称 | 取締役等向け株式交付信託 |
| (2) 委任者 | 当社 |
| (3) 受託者 | 株式会社りそな銀行
(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) |
| (4) 受益者 | 本制度の対象者のうち、受益者要件を満たす者 |
| (5) 信託管理人 | 当社と利害関係を有しない第三者 |
| (6) 本信託契約の締結日 | 2018年10月中旬（予定） |
| (7) 金銭を信託する日 | 2018年10月中旬（予定） |
| (8) 信託の期間 | 2018年10月中旬（予定）から本信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。) |
| (9) 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| (10) 取得株式の総額 | 上限580百万円 |
| (11) 株式の取得方法 | 株式市場より取得 |

12. その他の注記

該当事項はありません。